

# 特定求職者 雇用開発助成金 特定就職困難者コース

高年齢者、障害者、母子家庭の母などの就職困難者を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給します。

## チェック項目

- ✓ 雇用保険に加入している事業所
- ✓ 60歳以上の高齢者・母子家庭の母・児童手当を受給している父子家庭の父・障害者・生活保護受給者や生活困窮者等をハローワーク等の紹介により採用する事業所
- ✓ ハローワーク等の紹介日に雇用保険の被保険者でない方を採用した会社
- ✓ 採用日前後6ヶ月間に、会社都合により離職させていない事業所



## 助成額

対象労働者		支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
短時間労働者以外の者 週30時間以上	[1] 高年齢者 (60歳以上65歳未満)、 母子家庭の母等	60万円 (50万円)	1年 (1年)	30万円×2期 (25万円×2期)
	[2] 重度障害者等 を除く身体・知的障害者	120万円 (50万円)	2年 (1年)	30万円×4期 (25万円×2期)
	[3] 重度障害者等	240万円 (100万円)	3年 (1年6か月)	40万円×6期 (33万円※×3期) ※第3期の支給額は34万円
短時間労働者 20時間以上 30時間未満	[4] 高年齢者 (60歳以上65歳未満)、 母子家庭の母等	40万円 (30万円)	1年 (1年)	20万円×2期 (15万円×2期)
	[5] 重度障害者等を含む身体・知的・ 精神障害者	80万円 (30万円)	2年 (1年)	20万円×4期 (15万円×2期)

( )内は中小企業事業主以外に対する支給額および助成対象期間です。

トライアル雇用奨励金との併用が可能です。  
適性を見極めて3ヶ月の雇い止めが可能に！

